

○あへんの売渡価格を定める政令

(昭和二十九年十月十二日)
(政令第二百八十一号)

あへんの売渡価格を定める政令をここに公布する。

あへんの売渡価格を定める政令

内閣は、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三十五条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

あへん法第三十五条第一項の売渡価格は、あへんに含まれるモルヒネーキログラムにつき二十万二千五百円とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年八月二三日政令第二五七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二二日政令第五六号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日政令第五七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成九年四月一日から施行する。